

SNS等をきっかけとした性犯罪等の被害を防ぐために ～保護者の皆様、フィルタリング設定を！～

1 性犯罪等被害～18歳未満は18人が被害に遭う～

SNS等をきっかけに性犯罪等の被害に遭った福井県内の18歳未満の子どもは、2019年から2021年7月末までに、**18人**にのぼりました。(県警少年女性安全課集計)

全国的にもSNS等の利用に起因する事件が、多く発生しています。

<福井県内の被害例>



・事件例～児童買春、児童ポルノ、福井県青少年愛護条例違反、強制的性交等、略取誘拐、強制わいせつ～

・年代別～高校生13人、中学生3人、小学生2人～

・被害に遭った子どもが利用していたSNSの種類は様々でした。

※被害当時**18人全員がフィルタリングを設定していませんでした。**



2 福井県内のフィルタリングの現状

福井県では平成31年3月の青少年愛護条例改正によって、以下のようになっています。

①<事業者の書面交付義務>

青少年が使用するスマートフォン等の契約時に、有害情報の閲覧制限に関する書面を保護者に交付し、説明を行う義務。

②<保護者の書面提出義務>

有害情報の閲覧制限を利用しない旨の申出をする場合、保護者は理由を記載した書面を事業者へ提出する義務

③<事業者の保存義務>

保護者から提出を受けた書面の保存義務

福井県内では、**72.6%**(2021年6月時点)の青少年が、スマートフォンの契約時にフィルタリングも契約していますが、**約3割弱の青少年(18歳未満)はフィルタリングを設定していません**。未設定のご家庭はフィルタリングの導入の検討をお願いします。(携帯電話会社への調査結果より)

3 福井県・福井県警察からのお願い

今一度、見直し、以下の実施をお願いいたします。

① フィルタリングの設定を徹底する。

② ご家庭でSNS利用の危険性を確認し、SNS利用のルールを決める。

<犯罪などに巻き込まれないためのルール例>

・SNSやメールは、実際に会ったことのある友だちだけにします。

・SNSやメールで知り合っただけの人とは絶対に会いません。

・他人にIDやパスワードは絶対に教えません。

・フィルタリングを勝手に解除しません。 など

